

【新設】（企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される個別計算外国法人税額の計算）

66の6-31 外国関係会社が企業集団等所得課税規定の適用を受けている場合の措置法令第39条の18第1項に規定する「個別計算外国法人税額」の計算については、66の6-21の5前段の取扱いによる。

【解説】

- 1 令和元年度の税制改正において、外国関係会社の本店所在地国等で連結納税やパススルー課税が行われる場合の当該外国関係会社の適用対象金額、租税負担割合、外国税額控除等の計算方法について見直しが行われ、その本店所在地国等の外国法人税（法人所得税）に関する法令の規定のうち「連結納税規定」及び「パススルー課税規定」（以下「企業集団等所得課税規定」という。）を適用しないものとして計算される金額を用いて計算することとされた（措令39の15②⑤、39の17の2②、39の18①）。
- 2 内国法人が外国子会社合算税制の適用を受ける場合に、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額があるときは、当該外国法人税の額のうち、当該外国関係会社の課税対象金額等に対応する部分の金額を当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして、外国税額控除の適用を受けることとされている（措法66の7①②）。
- 3 この控除対象外国法人税の額とみなされる金額の算定の基礎となる外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額について、当該外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合には、上記1のとおり、当該企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に当該外国法人税に関する法令の規定により計算される外国法人税の額（個別計算外国法人税額）とされた（措法66の7①、措令39の18①）。
- 4 本通達では、この個別計算外国法人税額の計算は、66の6-21の5前段《企業集団等所得課税規定の適用がある場合の個別計算納付法人所得税額等の計算》の取扱いによることを明らかにしている。

つまり、個別計算外国法人税額の基礎となる所得の金額の計算は、66の6-21の2《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定による所得の金額の計算》の「本店所在地国の法人所得税に関する法令の規定（……企業集団等所得課税規定を除く。……）により計算した所得の金額」の計算と異なるものではないことから、原則として、66の6-21の2の取扱いを準用し、単体納税制度の規定を適用するなどして計算することとなる。また、66の6-21の4《合理的な方法による所得の金額の簡便計算》の取扱いを準用し、簡便的な計算方法により計算することも認められる。このようにして計算された所得の金額に対して、本店所在地国等の単体納税制度の規定を適用して個別計算外国法人税額を計算することとなる。

なお、66の6-21の2の取扱いを準用して「基礎となる所得の金額」を計算する場合において、外国法人税に関する法令の規定のうち、その適用が法人の選択によること（以下「選択適用」という。）とされているものについては、66の6-21の3《企業集団等所得課税規定を除いた法令の規定により計算する場合の取扱い》の取扱いが準用され、個別計算外

国法人税額の計算において、外国法人税に関する法令の規定に外国法人税の額の計算に当たり算出された税額から一定の金額を控除する規定のうち選択適用とされているものがある場合には、66の6-21の6《選択適用の規定がある場合の個別計算納付法人所得税額等の計算》の取扱いによる。

よって、原則として、外国関係会社の実際の連結納税又はパススルー課税における申告において行われた選択と同じ選択を行ったものとして個別計算外国法人税額の計算（「基礎となる所得の金額」の計算を含む。）を行うことに留意が必要である。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68の90-31）を定めている。